2　指定する期日　平成25年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

国係試験

平成25年度における臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施について

平成25年度における悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第13条第１項に規定する臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験（以下「臭気判定士試験」という。）及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査（以下「嗅覚検査」という。）の実施について、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第18条第１項（第21条において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

なお、臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施に関する事務は、悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令（平成13年環境省令第19号）の規定に基づき、公益社団法人におい・かおり環境協会が行う。

平成25年３月29日　環境大臣　石原　伸晃

1　平成25年度臭気判定士試験

⑴　試験を行う期日　平成25年11月９日（土曜日）

⑵　試験を行う場所　東京都、愛知県及び大阪府

⑶　受験申請書の提出期限及び提出先　受験申請書は、平成25年７月８日（月曜日）から平成25年９月６日（金曜日）までに、公益社団法人におい・かおり環境協会(郵便番号160―0023　東京都新宿区西新宿４丁目２番18号　電話番号03（5309）2422）に提出又は郵送すること。郵送による場合、平成25年９月６日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

2　平成25年度嗅覚検査

⑴　検査を行う期日　平成25年４月１日（月曜日）から平成26年３月31日（月曜日）までの間で、受検申請者が希望する日を勘案して公益社団法人におい・かおり環境協会が指定する日

⑵　検査を行う場所　北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

⑶　受検申請書の提出期限及び提出先　受検申請書は、公益社団法人におい・かおり環境協会に対し、検査を行う期日までに提出すること。

3　その他

臭気判定士試験及び嗅覚検査の受験申請書等の入手方法、受験申請手続等に関する問い合わせは、公益社団法人におい・かおり環境協会に対して行うこと。

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年３月29日　国土交通大臣　太田　昭宏

種類	精度	実施時期	地域 所属番号	図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成23年	秋田 1―1	茶臼岳	更新・３色・柾判
〃	〃	〃	〃 1―3	八幡平	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新潟 16―2	守門岳	〃　〃　〃
〃	〃	平成24年	輪島 10―1	舳倉島	〃　〃　〃
〃	〃	平成23年	名古屋 9―3	彦根東部	〃　〃　〃
〃	〃	平成24年	伊勢 15―4	大台ヶ原山	〃　〃　〃
〃	〃	平成23年	京都及大阪 2―3	大原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 3―2	朝宮	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 6―1	周山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 6―4	亀岡	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 7―3	法貴	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 16―3	淡河	〃　〃　〃
〃	〃	〃	和歌山 3―4	南日裏	〃　〃　〃
〃	〃	〃	大分 9―1	別府西部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	熊本 15―3	多良岳	〃　〃　〃
〃	〃	平成25年	石垣島 7―1	竹富島	〃　〃　〃
湖沼図	１万分１	平成24年		万石浦	改測・１色・四六半裁

備考　地図の刊行日　平成25年４月１日

数値地図25000（地図画像）のオンライン刊行については、上記平成25年４月１日刊行分の２万５千分１地形図（３色・柾判）16面分を提供する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１３０号

熊本県上益城郡御船町大字滝川1393番地40、前住所千葉県習志野市鷺沼台１丁目４番15―101号

債務者　髙木　　進

1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　村田　晃一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午後２時50分

5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係